5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuhito Suzuki, Director of the Accounting Division, Grand Steward's Secretariat, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works on provisional Daijokyu (Daijokyu Halls) and others

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 1 April 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 9 May 2019

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting Section, Administration Division, Maintenance and Works Department, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan TEL 03―3213―1111 (Ex. 3468・3477) FAX 03―3213―1260

資　格

競争参加者の資格に関する公示

大嘗宮仮設ほか工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成31年3月13日

宮内庁管理部管理課長　石原　秀樹

◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13

1　工事名　大嘗宮仮設ほか工事

2　工事場所　東京都千代田区千代田（皇居内）

3　工事内容　本工事は、大嘗宮及び大嘗宮の儀行事遂行上必要な敷地造成、周辺施設設営及び撤去、敷地復旧並びに大嘗宮の儀当日、儀式遂行に合わせた会場施設整備盛り替え管理一式を行うものである。

建築面積　約2,600㎡（うち黒木造りを含む木造建築物：約1,280㎡）

行事用短期布設物（パイプテント等）面積　約870㎡

電気設備工事、機械設備工事、土木工事、庭園工事一式

4　工期　契約締結日の翌日から平成32年5月29日まで

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成31年3月13日から同年4月1日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒100―8111 東京都千代田区千代田1―1　管理部管理課経理係（電話03―3213―1111）

⑶　その他　特定ＪＶとして資格を得ようとする者に交付する。

6　競争参加資格審査申請書の提出

⑴　提出期間　平成31年3月13日から同年4月1日までの行政機関の休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

①　共同企業体協定書の写し

②　下記7⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成31年3月13日付け支出負担行為担当官宮内庁長官官房主計課長）に示すところにより交付する入札説明書の様式2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成31年4月2日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定ＪＶとしての資格

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす2又は3社の組合せとする。

①　内閣府における平成31、32年度の建設工事競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、内閣府が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　内閣府競争参加資格の「建築一式」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（総合審査数値）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,200点以上であること。）。また、特定ＪＶのその他構成員においては、総合審査数値が1,100点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、総合審査数値が1,100点以上であること。）。

③　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月4日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

代表者及び構成員は、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記①から④までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体・外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　工事内容　木造建築物の新築、増築、移築工事、解体修理工事。

②　規模構造　工事対象部分が、床面積100㎡以上の木造建築物で主架構（柱・梁・桁）素材に木材を使用し、主要柱構造体として直径18㎝以上の非集成材円柱（丸柱）を使用している構造。なお、円柱（丸柱）の配置は部分的な使用でも可とする。

③　高さ等　高さ8ｍ又は軒高4ｍ以上の木造建築物で、屋根勾配は6寸勾配以上の構造。

④　上記①から③までは同一工事であること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記7⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定ＪＶも上記6により申請することができる。この場合、上記7⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7⑴①及び②に示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了していないとき又は上記7⑴①に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記7⑴①及び②に示す構成員の要件を得ていないときは、特定ＪＶとしての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「大嘗宮仮設ほか工事○○○・○○○・○○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。